

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 03 岩手県	(2)市町村区分 484 下閉伊郡田野畑村	(3)所轄庁区分 03000	(4)法人番号 8400005004254	(5)法人区分 02 社会福祉協議会	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 田野畑村社会福祉協議会					
(8)主たる事務所の住所 岩手県 下閉伊郡田野畑村 田野畑1 2 0 - 1					
(9)主たる事務所の電話番号 0194-33-3025	(10)主たる事務所のFAX番号 0194-33-3025	(11)従たる事務所の有無 2 無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページ http://tanohata-shakyo.jp/	(14)法人のメールアドレス tano-shakyo@poem.ocn.ne.jp				
(15)法人の設立認可年月日 昭和56年1月29日	(16)法人の設立登記年月日 昭和56年2月10日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 7名以上10名以内	(2)評議員の現員 9	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 63,000		
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
泉山 君子	R3.6.23 ~ R7.6	2 無	2 無	2
民生委員・児童委員				
熊谷 喜枝子	R3.6.23 ~ R7.6	2 無	2 無	2
民生委員・児童委員				
佐藤 サチ子	R3.6.23 ~ R7.6	2 無	2 無	2
田野畑村赤十字奉仕団監事				
奥地 シミ	R3.6.23 ~ R7.6	2 無	2 無	2
無職				
工藤 久男	R3.6.23 ~ R7.6	2 無	2 無	1
田野畑村商工会理事				
佐々木 菊三郎	R3.6.23 ~ R7.6	2 無	2 無	2
田野畑村シルバー人材センター理事長				
熊谷 裕美子	R3.6.23 ~ R7.6	2 無	2 無	2
田野畑村女性団体協議会会長				
小松山 久男	R3.6.23 ~ R7.6	2 無	2 無	2
村議会議員				
戸由 孝子	R3.6.23 ~ R7.6	2 無	2 無	2
無職				

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員 6名以上9名以内	(2)理事の現員 7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 2,823,000	2 特例無								
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
向川原 巖	1 理事長	令和1年6月20日	2 非常勤	令和3年6月23日	田野畑村民生委員児童委員協議会会長	2 無	R3.6.23 ~ R5.6	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	2 理事報酬のみ支給	4
小野寺 しげ子	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月23日	田野畑村生活研究グループ連絡協議会会長	2 無	R3.6.23 ~ R5.6	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	2 理事報酬のみ支給	4
上山 明美	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月23日	田野畑村身体障害者福祉協会会長	2 無	R3.6.23 ~ R5.6	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2 理事報酬のみ支給	4
濱田 美壽子	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月23日	田野畑村母子寡婦福祉協会会長	2 無	R3.6.23 ~ R5.6	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2 理事報酬のみ支給	3
下坂 弘次	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月23日	田野畑村老人クラブ連合会会長	2 無	R3.6.23 ~ R5.6	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2 理事報酬のみ支給	1
工藤 修	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月23日	鳥越自治親交会理事	2 無	R3.6.23 ~ R5.6	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2 理事報酬のみ支給	4
嘉藤 正義	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月23日	前事務局長	2 無	R3.6.23 ~ R5.6	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	2 理事報酬のみ支給	4

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員 2名	(2)監事の現員 2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 72,000	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
穂高 育雄	無職 R3.6.23 ~ R5.6	2 無	令和3年6月23日
熊谷 和廣	無職 R3.6.23 ~ R5.6	2 無	令和3年6月23日

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
なし				

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	①常勤専従者の実数	5	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
	常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数	①常勤専従者の実数	25	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	3
	常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0	常勤換算数	1.7

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和3年6月23日	10	2	2		・令和2年度事業報告について ・令和2年度収支決算について ・令和3年度収支補正予算（第1次）について ・役員を選任について
令和4年3月28日	10				・定款の一部改正について ・諸規程の一部改正について ・令和3年度収支補正予算（第2次）について ・令和4年度事業計画（案）について ・令和4年度収支予算（案）について

(4)うち開催を省略した回数 1

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和3年6月4日	6	2	・令和2年度事業報告について ・令和2年度収支決算について ・令和3年度収支補正予算（第1次）について ・役員選任候補者の推薦について ・令和3年度第1回定時評議員会の開催について ・評議員選任候補者の推薦について ・諸規程の一部改正について
令和3年6月23日	7	2	・会長、副会長及び常務理事の選任について
令和3年11月17日	5	2	・令和3年度田野畑村歳末たすけあい運動について
令和4年3月22日	6	1	・定款の一部改正について ・諸規程の一部改正について ・令和3年度収支補正予算（第2次）について ・令和4年度事業計画（案）について ・令和4年度収支予算（案）について ・令和3年度第1回臨時評議員会の開催について ・役員等賠償責任保険契約について ・施設長等の選任について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	穂高 育雄 熊谷 和廣
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	なし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	なし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称						
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位の事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
001	社会福祉協議会	00000001	本部経理区分		法人運営事業						
		ア建設費	岩手県 下閉伊郡田野畑村	田野畑120-1		1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	昭和56年2月10日	0	0	
		イ大規模修繕							0		
001	社会福祉協議会	01060201	生計困難者に対する資金融通事業		たすけあい資金貸付事業						
		ア建設費	岩手県 下閉伊郡田野畑村	田野畑120-1		1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	昭和56年2月10日	0	8	
		イ大規模修繕							0		
001	社会福祉協議会	01060201	生計困難者に対する資金融通事業		生活福祉資金貸付事業						
		ア建設費	岩手県 下閉伊郡田野畑村	田野畑120-1		1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	昭和56年2月10日	0	20	
		イ大規模修繕							0		
001	社会福祉協議会	06000004	共同募金配分金事業		共同募金配分金事業						
		ア建設費	岩手県 下閉伊郡田野畑村	田野畑120-1		1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	昭和56年2月10日	0	0	
		イ大規模修繕							0		
001	社会福祉協議会	02091201	保育所		若桐保育園管理運営事業						
		ア建設費	岩手県 下閉伊郡田野畑村	菅窪43-2		4 その他	4 その他	平成14年9月1日	50	9,856	
		イ大規模修繕							0		
		02090801	地域子育て支援拠点事業		地域子育て支援センター管理運営事業						

001	社会福祉協議会	岩手県	下閉伊郡田野畑村	田野畑120-1	4 その他	4 その他	平成14年9月1日	0	403
		ア建設費						0	
		イ大規模修繕							
		02091302	児童厚生施設（児童館）						
001	社会福祉協議会	岩手県	下閉伊郡田野畑村	松前沢88-2	4 その他	4 その他	平成23年4月1日	65	4,526
		ア建設費						0	
		イ大規模修繕							
		02090401	放課後児童健全育成事業						
001	社会福祉協議会	岩手県	下閉伊郡田野畑村	田野畑134-1	4 その他	4 その他	平成27年4月1日	40	5,361
		ア建設費						0	
		イ大規模修繕							

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称						
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				
002	地域包括支援センター	03280002	地域包括支援センター			田野畑村地域包括支援センター運営事業						
		岩手県	下閉伊郡田野畑村	田野畑120-1	4 その他	4 その他	平成28年4月1日	0	1,656			
		ア建設費						0				
		イ大規模修繕										

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称						
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	まごころ食事サービス事業	田野畑村内全域
地域における公益的な取組②(地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)	月1回、高齢者世帯などを対象に昼食(弁当)を配食(利用者負担一部有り)	
	理容サービス事業	田野畑村内全域
地域における公益的な取組②(地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)	外出が困難な高齢者や障がい者などを対象に、理容師が自宅に訪問し散髪(年4回まで、利用者負担一部有り)	

1.2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1.3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	1 有
⑤第三者評価結果	3 該当なし
⑥苦情処理結果	2 無
⑦監事監査結果	2 無
⑧附属明細書	2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費(円)	0
②施設・設備に係る公費(円)	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	1,699,500

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<p>1 評議員会の出席状況について、平成29年度中に開催された評議員会を全て欠席している評議員が1名認められるほか、直近の評議員会を2回連続で欠席している評議員が2名認められるので、評議員会の開催日時についても出席可能な日時の選定を工夫する等の方法により、評議員会の実質的な審議に参加できない評議員が生じることのないよう務めること。なお、今後も欠席が続く場合は、交代についても検討すること。</p> <p>2 評議員会議事録の記載事項について、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていないので、社会福祉法施行規則第2条の15第3項に基づき必要事項を記載するよう改めること。</p> <p>3 理事、監事の報酬等の額について、社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条において、理事の報酬等の額は定款又は評議員会の決議によって定めるとされているが、いずれの手続きも行われていないことから、改めること。また、社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第1項に定める監事の報酬等の額についても同様の状況が認められることから、改めること。</p> <p>4 理事に対する報酬等支給基準について、報酬等支給基準には、報酬等の金額の算定方法を定める必要があるが、法人の報酬等支給基準である「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」別表1で、常務理事の報酬の額（単価）については「予算の範囲内で会長が別に定める額」と定めている。報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが必要であり、「評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定する」といった内容の規定は認められないので、当該報酬の財源補助を行っている田野畑村とも協議のうえ、次のいずれかの方法により、報酬等支給基準を改正し、適正な支給に努めること。</p> <p>(1) 報酬等の算定の基礎となる額を定めること。（例：月額〇円）</p> <p>(2) 評議員会が常務理事の一人当たりの上限額を定めた上で、常務理事の具体的な報酬金額については理事会が決定する旨を報酬等支給基準に規定し、評議員会の決議を得ること。</p> <p>（平成30年10月5日）</p>
-----------------	---

②実施した改善内容

1 評議員会の開催案内を早めに通知するなどして評議員に出席を促すとともに、開催日時についても曜日や時間帯などを配慮するように努めます。また、今後も欠席が続く評議員については、交代も検討いたします。
2 平成30年9月28日開催の評議員会議事録より、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載するように改めました。
3 平成30年12月10日開催の評議員会において、「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」を一部改正し、理事と監事の報酬総額をそれぞれ次のとおり定めました。
・全理事の報酬総額は、年間320万円以内とする。
・全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
4 平成30年12月10日開催の評議員会において、「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」を一部改正し、常務理事の報酬の額を次のとおり改めました。
・改正前) 予算の範囲内で会長が別に定める額
・改正後) 月額200,000円

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	2 無
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	全国社会福祉団体職員退職手当積立基金
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無